

留学生向け合同企業説明会 運營業務

仕様書

神戸市経済観光局経済政策課
(神戸市海外ビジネスセンター)

I 目的・概要

1 目的

神戸市では、地元企業が留学生等の外国人材を積極的に活用する機会を提供するとともに、多くの留学生等に地元企業を知ってもらい、就職に繋げる場として兵庫県と共催で「留学生向け合同企業説明会」（以下「合同企業説明会」という。）を開催する。

2 概要

- (1) 開催日（予定）：2024年6月19日（水） 10時30分～16時00分
- (2) 開催場所：神戸サンボーホール（神戸市中央区浜辺通5）
- (3) 参加企業数：合計70社（神戸市内企業35社、市外の兵庫県内企業35社を予定）
- (4) 対象者：大学院、大学、短大、専修学校、日本語学校等を2024年9月、2025年3月に卒業予定の留学生又は既卒の元留学生（以下「留学生等」という。）

II 委託業務概要

- (1) 合同企業説明会の企画・運営・実施
- (2) 合同企業説明会参加企業の支援
- (3) 参加留学生等の集客
- (4) 参加者（企業・留学生等）に対するアンケートの実施
- (5) 内定状況の調査

III 業務内容

1 合同企業説明会の企画・運営・実施

(1) スケジュール等の設定

できるだけ多くの留学生等の集客が見込めるプログラム構成を提案するとともに、下記の内容を含む業務スケジュールを、企画提案書に記載すること

①企画・設計

- ア) WEBサイト開設 イ) チラシ・ポスター作成 ウ) 会場レイアウト確定
- エ) 当日配布用のガイドブック作成

②参加企業向け

- ア) 参加企業訪問（求人情報の聞き取り等）及び事前説明会の開催
- イ) 参加企業フォロー ウ) 内定調査

③留学生等向け

- ア) 留学生等向け告知 イ) 大学・教育機関・各種団体等への告知
- ウ) 留学生等の事前登録開始 エ) 留学生等向けの事前セミナーの実施

④その他

- ア) アンケート集計 イ) 業務完了報告書

(2) 会場の設営・撤収

- ① セミナー会場及び合同企業説明会会場の設営及び撤収を行うこと。

なお、セミナー会場については、最低 50 名の来場に対応すること。

- ② 合同企業説明会会場において参加企業ごとにブースを設け、参加企業と留学生等が対面で話すことができるように設営するとともに、関係機関用ブース（6 団体）、休憩コーナー、参加企業情報コーナー（求人情報等の貼り出し）を設営すること。

各ブースの仕様（机および椅子の数量、パーテーションの奥行幅員高さ）と装飾について、写真・図画を利用して提案すること。

各ブースには説明者用のハンドマイク（各 1 台）を配置すること。但し、付近ブースのマイク音で説明者の声が聞き取りにくくならないよう、配慮したレイアウトとすること。

- ③ 面接対応ブースとして、②とは別に 5 ブースを用意すること。
- ④ 参加企業が PC やプロジェクター等、必要な電子機器が設置できるように電源の確保を行うこと。
- ⑤ 上記①～③の仕様にくわえ、会場全体のおおまかな見取り図を写真・図画を利用して提案すること。
- ⑥ 会場使用料については、基本使用料、時間外使用料、電気使用料、電気工事費、ガス使用料、水道使用料、空調使用料及びゴミ処理料については、主催者が直接支払うため見積には計上しない。応募事業者は、追加備品の使用料及び人件費・運搬費等の設営に要する費用について、見積書に計上すること。

(3) 合同企業説明会の運営

① 作成物

- ・進行表及び各ブース配置図等
- ・参加企業向けの出展マニュアル
- ・当日配布の冊子（各ブースの配置図、当日のプログラム、参加企業の業種等）1,500 部以内

② 当日の運営方法

- ・合同企業説明会が円滑且つ安全に遂行できるよう必要なスタッフを配置すること。
（多言語対応可能なスタッフも含めること）
- ・参加企業の受付、及び留学生等の受付・案内を行うこと。なお、留学生等の受付は、ICT を活用した受付方法を提案すること。
- ・留学生等向けの就職セミナーの企画・運営
留学生等を対象とした就職セミナーを企画し、合同企業説明会で開催すること。
なお、合同企業説明会開催までに、事前登録した留学生等を対象とした就職セミナー（オンライン）を開催するとともに、本セミナーを合同企業説明会開催まで視聴可能な状態にすること。
- ・合同企業説明会の実施にあたり、事故防止のため、十分な安全対策及び安全管理を行うこと。

③ 留学生等の個人情報に関すること

- ・参加企業ブースを訪問した留学生等の情報を参加企業に提供する方法（電子データの活用）を提案すること。なお、事前に参加企業に提供方法について周知すること。

④ 参加企業情報に関すること

- ・来場した留学生等が参加企業のブースを、偏りなく巡回・説明を受けるよう適切な方策について提案すること。

- ・留学生等向けに ICT を活用した出展企業及び採用情報等を提供すること。

上記以外に、合同企業説明会の運営に必要な一切の業務を行うこと。

2 合同企業説明会参加企業への支援

(1) 参加企業に対する事前説明会の開催

合同企業説明会に参加する企業の決定後、参加企業全体に対する事前説明会（オンライン）を開催すること（2024年4月12日予定）。

(2) 参加企業に対する事前説明の実施

合同企業説明会の実施前に、すべての参加企業に対して合同企業説明会の実施・運営方法に係る説明を行い、周知徹底を行うこと。なお、必要に応じて個別の打ち合わせを行うこと。

(3) 参加企業からの相談対応

合同企業説明会の参加にかかる企業からの相談対応を行うこと。

3 参加留学生等の集客

(1) 集客想定数値：留学生等 500 名以上を目標とする。

(2) 兵庫県内や大阪府内等の大学を中心に近畿圏の大学・短期大学、専修学校、日本語学校等に合同企業説明会の開催周知・留学生等の参加を促すこととし、具体的な周知方法を提案すること。

なお、教育機関向けの事前説明会を実施の上、神戸市が指定した教育機関へは、訪問により、留学生等へ合同企業説明会の開催周知を行うこと（2023年度訪問実績 7件）。

理科系の留学生等の集客に努めること。

(3) 集客目標数値を達成するため、様々な広報媒体を効率的に利用して合同企業説明会開催の広報・告知を行うとともに、事前受付を行った留学生等の参加率向上策を講じること。

- ・広報媒体として、下記のチラシ・ポスターを制作・印刷し、神戸市の指定する送付先へ、神戸市が提供する封筒に、チラシ・ポスターを封入・発送すること。郵送料等は受託事業者の負担となるため、見積額に含めること。（2023年度送付先 約 400 件、重量 約 150~200 g/件）

① 参加企業名の入った広報チラシ（A4 日英両面カラー・最低数量 6,500 部）

② ポスター（B2 カラー日本語・最低数量 450 枚）

また、どのような広報媒体をどのように利用するか提案すること。

- ・WEBページ（日・英）を作成し、参加企業情報を発信するとともに、留学生等からのページのアクセス数が増加するよう、メールマガジンやSNS等の活用について提案すること。

- ・受託事業者は、外国人向け就労ウェブサイト「WORK in KOBE」の Facebook 広告や SEO 対策等の実施により、集客を行うこと。Facebook 広告の実施については合同企業説明会の開催 1 か月前から開催前日まで配信することとし、Google Analytics によるアクセス統計分析を行い、結果を報告すること。

(4) 応募事業者が保有する留学生等の登録情報を活用した具体的な募集方法を提案すること。

4 参加企業等に対するアンケートの実施

(1) 参加企業・参加留学生等に対するアンケートを作成し、配布・回収すること。また、アンケート調査項目について提案すること。

- (2) アンケート結果を集計の上まとめ、データファイルにより、神戸市に提出すること。

5 内定状況の調査

2024年9月1日時点及び10月1日時点の参加企業が採用を内定した留学生等の人数及び大
学名・出身国について、参加企業に聞き取りを行い報告すること。

6 その他

- (1) 合同企業説明会終了後、速やかに参加企業数、留学生等の参加者数の速報値を神戸市に報告すること。
- (2) 合同企業説明会終了後、30日以内に、参加企業数、留学生等の参加者数の確定値等を記載した実績報告書及び神戸市が求める資料を提出すること。

IV. 実施体制

本業務を正確かつ確実に実施するために、実施責任者及び実施担当者を配置するとともに、各工程の作業方針及びスケジュールを策定し、実施責任者は業務の進捗に応じて、定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。なお、実施責任者と実施担当者は同一でも構わない。

事前準備・開催日・アフターフォロー等、具体的な人数等の実施体制を提案すること。 合同企業説明会当日の運営体制についても同様とする。

V. その他注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の拡大による社会活動停止等何らかの事由により、当該事業の内容について見直しが必要となった場合、受託事業者は当初提案金額の範囲内で、当該事業を実施した場合と同等の効果が期待できる代替案を提案の上、神戸市と協議を行うものとする。
- (2) 受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権などの諸権利は神戸市に帰属する。
- (4) 本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 業務遂行にあたっては、神戸市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
なお、個人情報は受託事業者の責任において管理し、神戸市が提供を要請した場合において、神戸市と個人情報を共有すること。
- (6) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (7) 契約の締結にあたり、神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (8) 本事業の実施において疑義が生じた場合は、神戸市の担当者と協議し、その指示に従う。